

# 『筵内村「掟」』櫃蓋裏記載小箆笥

古賀市指定文化財【歴史資料】平成22年1月20日指定

この「掟」は、筵内のもと庄屋安武家（現在は福岡市中央区に在住）に代々伝わる小箆笥の蓋の裏側に記載されて残ったもので、宝永8（1711）年の年を記すものです。

黒田氏が福岡藩主として筑前に入ると、すぐにその支配のために各方面の体制を整えました。特に農村では検地を仕直して貢租体系を組み立て、村単位に庄屋、組頭、五人組の組織を設けて連帯責任制で農民を統治しました。時代が下るとともに種々の名目の貢租が加って農民の負担が増大し、特に元禄（1680年代）の頃からその加重が大きかったようです。

「掟」の内容を詳しく見ますと、自分の田地を耕作することができないので村中で耕作してくださいと、村に任せるものが多くなり、村では手に負えなくなってきたために、この掟を作ったと説明して

います。そして、15年を限度として本名（はじめの持ち主の名）へ戻し、事情によっては15年をすぎても本名に戻して、はじめの持ち主自らが耕作し、年貢はもとよりすべての公役などの責任を果たすべきであると定めています。

当時の筵内村の農民がいかに年々困窮していったかを物語



## 掟

村中に戻り之田地年々大分有る為、村中支配手二及び申さザルニ付、仍而詮儀之上二而向後之次第相極の中す定の目録之事。

- 一、永代田地又ハ質者并に預り田地に限らず、本名江戻り候儀は、十五年ヲ限り申す可く候。十五年過ぎ候は者、本二返シ申す儀、相叶ひ申さざる事。附り、質之田地預り田地は、其の節之趣きに依り支配有る可く候。田地買主預り身身帯倒シ、一類散々ニ罷り成り、近方江も居り申さざる程之儀候は、十五年過ぎ候而も支配仕り、本名江付申す可き事。
- 一、本名二戻り田地一度相済み候ハバ、重ね而村中二指し出シ、詮儀相頼み候共、一切許容仕る間敷事。
- 一、本名頭倒れ売り置き候田畠江惣田地割付け候儀は、何々年過ぎ候而も、地所に依り惣地割付け仕る可き事。右之通り打寄り詮儀之上二而相極め候而、向後は此の定の通り田地之支配仕る可く候。後年の為め定書件の如し。

宝永八年三月吉日

庄屋 嘉市 頭百姓中

（註）送りがなのうち、「カタカナ」は本文をよみ、「ひらがな」は補ったもの

る資料として重要ですが、それ以前からの農村のしきたりなどを物語るものとしても注意すべきものがあります。

この中には、「戻りの田地」「十五年を限り」「本名に戻す」など、鎌倉時代以来の“徳政”の名残の言葉が見受けられます。

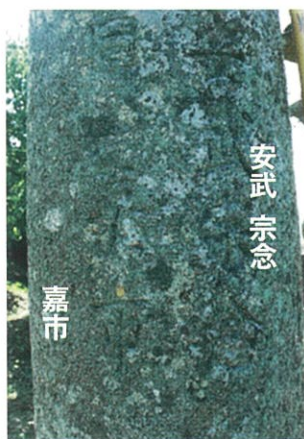
“徳政”とは鎌倉幕府が御家人を貧困から救済するために、売買、質入れ地の無償返還と賃借関係の破棄を命じた法令で、本来の意味（物事を本来の持ち主に返してそのものが持つ魂を呼び起こす）を基本として、江戸時代にも農村における土地所有に関して認識されていた事跡が確認されます。また、「掟」「詮議」「頭倒れ」「頭百姓」、などの言葉からは、この地方には無かったとされる“惣”（中世の農村の自治組織で、構成員の評議によって運営がなされた）の影響も指摘されてきましたが、これらの言葉は当時一般的に使用されており、“徳政”“惣”ともに中世村社会からの慣習としてその当時の生活に根付いていたのでしょう。

文書に見られる庄屋嘉市は、同じ年宝永8年に建立された熊野神社の一の鳥居にもその名が残され、当時の村の中心的人物であったようです。

なお、古賀市域に関連する農民の困窮については、正徳（1710年代）以降の『金内屋文書』（新宮町）や寛政12（1800）年の『新原文書』などでもうかがうことができます。この掟ののち、筵内村にも享保の大飢饉（1732～3）年が襲来し、人々が一層苦しんだ時代がやってきます。農民の悲鳴が聞こえてくるこの「掟」は、当時の農村の政治、経済、社会、歴史的しきたりなどを考える資料として大変重要なものです。



熊野神社の一の鳥居



鳥居の柱に刻まれた  
「嘉市」の名



創建当時の「若一王子宮」の額  
（現在は「熊野神社」）

